

産廃協

Vol. 128

平成31年1月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

# 働き方改革

～ 一億総活躍社会の実現に向けて ～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

## 働き方改革全体の推進

ポイント

I

### 労働時間法制の見直し

P 3・4参照

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙1】をご覧ください。

ポイント

II

### 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 5・6参照

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、【別紙2】をご覧ください。

# 働き方改革の全体像

## 働き方改革の基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く一人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

## 中小企業・小規模事業者の働き方改革

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要です。

魅力ある職場とすることで、人手不足解消にもつながります。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

取組に当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者だからその強みもあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう。

ポイント  
I

## 労働時間法制の見直し

### 見直しの目的

**「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します**

- ⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための新たな制度をつくります。

### 見直しの内容

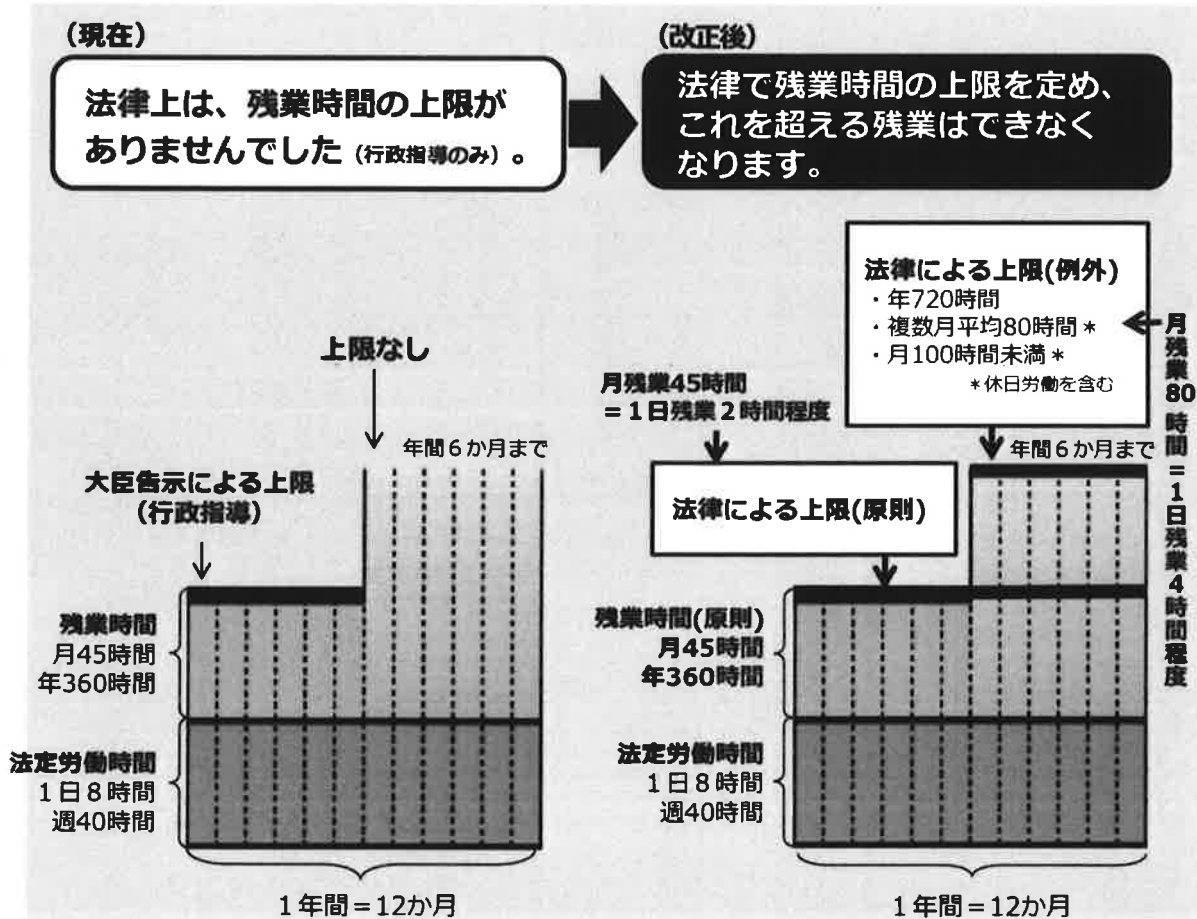
①	<b>残業時間の上限を規制します</b>
②	<b>「勤務間インターバル」制度の導入を促します</b>
③	<b>1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます</b>
④	<b>月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます（25%→50%）</b> ▶ 中小企業で働く人にも適用（大企業は平成22年度～）
⑤	<b>労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます</b> ▶ 働く人の健康管理を徹底 ▶ 管理職、裁量労働制適用者も対象
⑥	<b>「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します</b> ▶ 労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を延長（1か月→3か月） ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
⑦	<b>専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェSSIONAL制度」を新設し、選択できるようにします</b> ▶ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化（罰則つき） ▶ 対象を限定（一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象）

★生産性を向上しつつ長時間労働をなくすためには、これらの見直しとあわせ、  
職場の管理職の意識改革・非効率な業務プロセスの見直し・取引慣行の改善  
（適正な納期設定など）を通じて長時間労働をなくしていくことが必要です。

このような取り組みが全ての職場に広く浸透していくよう、厚生労働省では、周知・啓発や中小企業への支援・助成を行っていきます。

## 見直しの概要（残業時間の上限規制）

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、**1日当たり2時間程度**の残業に相当します。）
- ◎ **臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、
  - ・ **年720時間**以内
  - ・ **複数月平均80時間**以内（休日労働を含む）
  - ・ **月100時間**未満（休日労働を含む）
 を超えることはできません。（月80時間は、**1日当たり4時間程度**の残業に相当します。）  
 また、原則である月45時間を超えることができるのは、**年間6か月**までです。

ポイント  
II

# 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

## 改正の目的

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と  
非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との  
不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

## 改正の概要

### ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン<sup>※1</sup>を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※1 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」が2016年12月に策定されており、今後、確定する予定です。  
(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



**均衡待遇規定** (不合理な待遇差の禁止) → 下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します  
①職務内容<sup>※2</sup>、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

**均等待遇規定** (差別的取扱いの禁止) → 下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します  
①職務内容<sup>※2</sup>、②職務内容・配置の変更の範囲  
※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

- (1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- (2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

## 県庁舎一部移転のお知らせ

## 本庁舎一部移転のお知らせ

富山県防災・危機管理センター（仮称）の整備に伴う県庁舎の改築工事のため、本庁舎の一部の所属が近隣のオフィスビルへ移転しますのでお知らせします。

## 移転する所属

農林水産部の全所属<sup>※</sup>、統計調査課

※農村整備課技術管理係を除く。

環境政策課、環境保全課、自然保護課

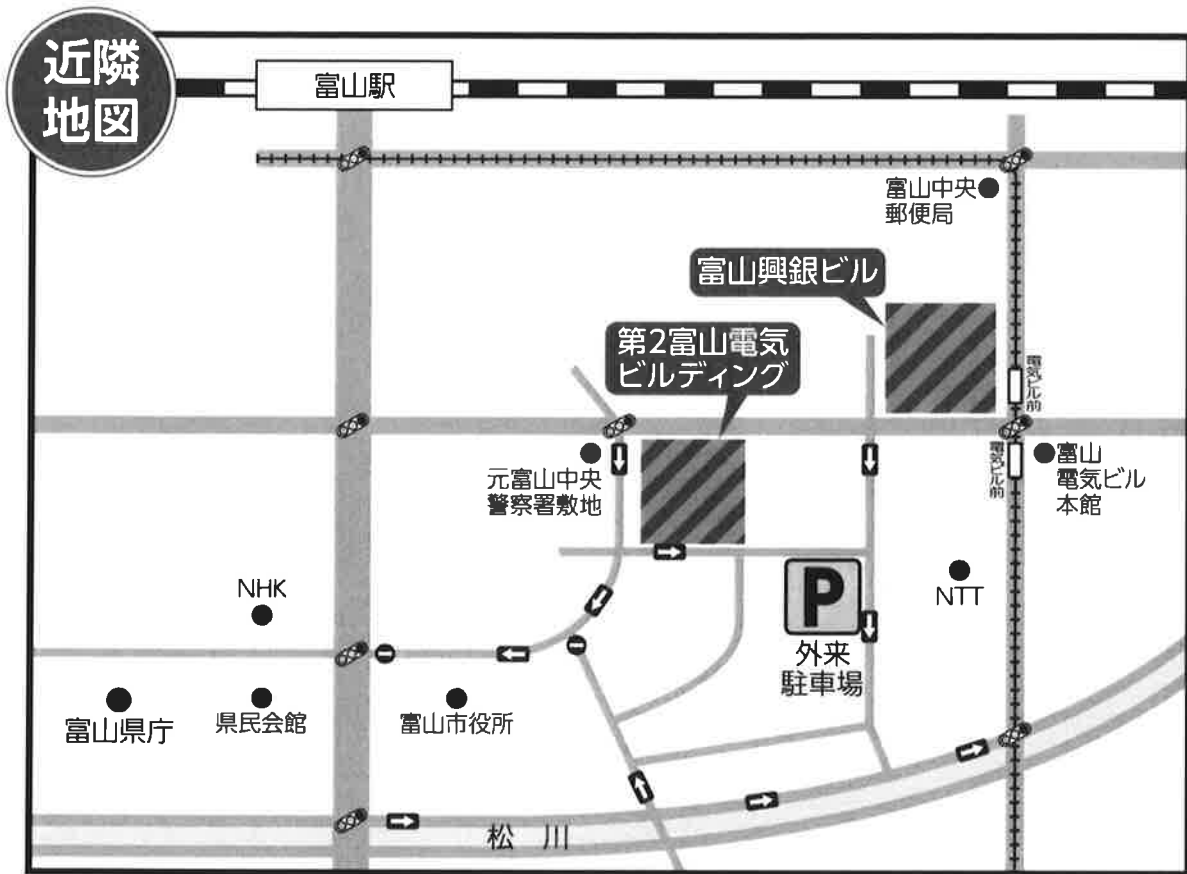
富山海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

## 移 転 期 間 2021年度末頃まで

移転する所属名		移転先での 執務開始日	移 転 先
農林 水産部	農業経営課、農業技術課 農村振興課、森林政策課	11月12日（月）から	富山興銀ビル 〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号
	農林水産企画課、農産食品課 農村整備課 <sup>※</sup> 、水産漁港課 <small>※技術管理係を除く。</small>	11月19日（月）から	
富山海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会			
経営管理部 統計調査課		12月17日（月）から	第2富山電気ビルディング 〒930-0005 富山市新桜町5番3号
生活環境文化部 環境政策課、環境保全課、自然保護課		12月25日（火）から	

- 電話番号(代表・ダイヤルイン・内線)、ファックス番号、電子メールアドレスは変わりません。
- 郵便物は県庁宛でも届きます(上記移転先宛へ送付いただく方が早く着きます)。
- 移転場所の詳細は裏面をご覧ください。
- 車でお越しの際は、裏面地図にある駐車場がご利用いただけます。

しばらくの間、ご不便をおかけしますが、  
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



### 移転先等一覧

移 転 先		移転する所属名		移転先での執務開始日
<b>富山興銀ビル</b> 〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号	11階	農林水産部	部長室・次長室 農林水産企画課	11月19日(月)～
			10階	農産食品課
	農業経営課			11月12日(月)～
	農業技術課			11月12日(月)～
	農村整備課			11月19日(月)～
	農村振興課			11月12日(月)～
	4階			森林政策課
			水産漁港課	11月19日(月)～
		富山海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会	11月19日(月)～	
<b>第2富山電気ビルディング</b> 〒930-0005 富山市新桜町5番3号	8階	生活環境文化部	次長室 環境政策課 環境保全課	12月25日(火)～
	6階		自然保護課	
	5階	経営管理部 統計調査課		12月17日(月)～

※移転作業の都合上、所属毎に執務開始日が異なりますので、ご注意ください。

富山県経営管理部管財課 TEL.076-444-3173 (直通)